

はしがき

平成27年9月に個人情報保護法が改正されました。改正個人情報保護法の一部は既に施行されていますが、公布から2年以内に本格的に施行される予定です。改正個人情報保護法には、金融実務に大きな影響を与えうる改正事項が多く含まれています。

本書は、金融機関の役職員を読者として想定し、金融実務を念頭に置いて改正個人情報保護法をわかりやすく解説するというコンセプトのもと、企画されました。

このようなコンセプトから、本書には、次の4つの特色があります。

第1に、本書は、個人情報保護法だけでなく、金融実務における個人情報の取扱いに関して、重要な意義を持つ銀行法等の業法、金融庁が作成したガイドライン、守秘義務といった事項にも配慮して解説することを心がけています。近時、重要度を増している、情報セキュリティに関する記述を多く盛り込んでいる点にも特徴があります。

第2に、本書は、金融機関の役職員が金融実務において個人情報を取り扱う際に参考となるよう、金融実務において見られる具体的な事例を多く取り上げ、イメージを持ちやすいように解説内容を工夫しています。

第3に、本書は、解説の順序についても、読者に理解しやすいものとなるよう、条文番号順の解説ではなく、金融実務において個人情報を取り扱う場面を想定した章立てを採用しています。

第1章では、金融機関における個人情報保護に関連する法令等を鳥瞰しています。第2章では、個人情報保護法を理解する上で重要な用語について解説しています。第3章から第6章では、個人情報を取り扱う場面を、取得（第3章）、管理（第4章）、利活用（第5章）、行政対応・危機管理（第6章）にわけて解説しています。

平成28年1月、個人番号（マイナンバー）制度に関する番号利用法が全面施行され、さらに、今後、平成27年9月に成立した改正後の番号利用法の施行が予定されています。金融機関は顧客等の個人番号を取り扱うことが予定されて

おり、番号利用法も、金融機関役職員にとって重要となっています。番号利用法については、書籍を1冊書けるほど多くの情報がありますが、本書では紙幅の関係から、第7章において、平成28年1月1日に全面施行された番号利用法のポイントについて解説しています。

なお、本書は、改正個人情報保護法の下での金融実務を解説するという形で書かれており、改正点だけを解説するものではありません。しかし、金融実務における改正個人情報保護法のポイントを知りたいというニーズも相当程度あると考えられることから、第8章において、改正の経緯・概要をコンパクトにまとめています。改正について、短時間で把握したいという読者は、第8章だけを読んでいただいても、目的が達成できると思います。

第4に、本書は、財務局検査官、消費者庁個人情報担当、金融機関法務部在籍等、金融実務に関連する多様な経験を持つ執筆者が解説を行っています。金融実務や情報法に強みを持つ執筆者と、業務・出向を通じて金融実務とともに情報法にも造詣の深い編者が協力して制作したことにより、本書は、専門性という観点からも充実した内容となっています。

本書の出版にあたっては、各執筆者から、それぞれのバックグラウンドに基づく深い知見を提供していただくほか、編者からの修正依頼について迅速にご対応いただくなど、多大な協力をいただきました。また、校正等を含め、株式会社経済法令研究会出版事業部の中村桃香氏に、多大なサポートをしていただきました。他にも、具体的な名前をあげることはできませんが、本書の正確性を高め、内容を充実させるために不可欠な協力をしていただいた方がおられます。個人情報保護法の改正スケジュールが大幅に遅れ、これに伴って執筆スケジュールの見直しが必要になる等の困難な状況のもとで、本書を完成することができたのは、皆様の協力のおかげです。皆様には心から感謝しています。

平成28年6月

編著者を代表して

弁護士 加藤 伸樹

第1章 金融機関における個人情報保護の仕組み

第1節	はじめに	2
1.	本章の概要	2
2.	金融機関と個人情報	2
3.	金融機関と情報管理	3
第2節	プライバシー	5
1.	プライバシーの意義	5
2.	個人情報保護法とプライバシー権	6
第3節	金融機関をとりまく個人情報に関する規制	8
1.	守秘義務	8
2.	個人情報保護法の体系	13
3.	業法の体系	15
4.	その他の法令	16
第4節	個人情報保護法の概要	17
1.	法第1章 総則（法1条～3条）	17
2.	法第2章 国および地方公共団体の責務等（法4条～6条）	18
3.	法第3章 個人情報の保護に関する施策等（法7条～14条）	19
4.	法第4章第1節 個人情報取扱事業者の義務等（法15条～35条）	19
5.	法第4章第2節 匿名加工情報取扱事業者の義務（法36条～39条）	23
6.	法第4章第3節 監督（法40条～46条）	24
7.	法第4章第4節 民間団体による個人情報の保護の推進（法47条～58条）	24
8.	法第5章 個人情報保護委員会（法59条～74条）	25
9.	法第6章 雑則（法75条～81条）	25
10.	法第7章 罰則（法82条～88条）	26

第2章 個人情報の意義

第1節	「個人情報」の基本的概念と類型	28
-----	-----------------	----

1. キー概念としての「個人情報」	28
2. 「個人情報」の条文上の定義と全体像	29
3. 「生存する個人に関する情報」の意味	30
第2節 従来型個人情報	32
1. 個人識別性	32
2. 容易照合性	33
3. 第三者提供と個人情報	34
第3節 個人識別符号型個人情報	36
1. 個人識別符号型個人情報の制度趣旨と基本概念	36
2. 個人識別符号に係る委任立法の範囲と限界	37
3. 1号個人識別符号の具体的検討	37
4. 2号個人識別符号の具体的検討	38
第4節 段階的規制：個人情報・個人データ・保有個人データ	41
1. 段階的規制の全体像と制度趣旨	41
2. 「個人データ」とは	41
3. 「保有個人データ」とは	44
4. 個人情報取扱事業者	45
第5節 要配慮個人情報	47
1. 要配慮個人情報の定義・趣旨	47
2. 要配慮個人情報の各列挙事由の解釈	48
3. 要配慮個人情報の法的規律	52
第6節 匿名加工情報	53
1. 匿名加工情報の制度趣旨	53
2. 匿名加工情報の概念	54

第3章 個人情報の取得

第1節 金融機関による個人情報の取得	58
第2節 禁止される個人情報の取得	59

1. 個人情報の取得が禁止される場合	59
2. 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止	59
3. 要配慮個人情報の取得	62
コラム（改正法における機微情報）	67
第3節 利用目的	68
1. 利用目的による規制の概要	68
2. 利用目的の特定	69
3. 利用目的による限定	72
4. 利用目的の通知・公表・明示	77
5. 利用目的の変更	87
第4節 個人データを第三者から取得する場合の確認・記録義務	89
1. 確認・記録義務の概要	89
2. 確認・記録義務	90
3. 確認・記録の対象となる事項	91
4. 不正取得禁止との関係	91
5. 個人情報の取得に関する規制との関係	92
第4章 個人情報の管理	
第1節 はじめに	94
第2節 個人情報の管理に関する法の概要	95
1. 安全管理措置	95
2. 従業者の監督	95
3. 委託先の監督	96
4. 個人データの正確性の確保等	97
5. 本人の関与による個人情報取扱いの適正化—開示請求等	97
6. 苦情処理体制の整備	98
コラム（域外適用規定）	99

第3節 金融機関の安全管理措置	101
1. 安全管理措置に関する法令の全体像.....	103
2. 安全管理のための必要かつ適切な措置.....	103
3. 個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備.....	106
4. 個人データの安全管理に係る基本方針の整備.....	118
5. 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備.....	118
6. 漏えい等の段階における取扱規程の整備.....	127
7. 個人データの取扱状況の点検および監査に係る規程の整備.....	129
8. 外部委託に係る規程の整備.....	129
9. 個人信用情報.....	130
第4節 従業者の監督	131
1. 従業者とは.....	131
2. 監督体制.....	131
第5節 委託先の監督	133
1. 委託とは.....	133
2. 委託先の監督.....	133
第6節 データ内容の正確性の確保等	140
1. 法の定め.....	140
2. 個人データの正確化・最新化.....	140
3. 個人データの消去義務.....	141
第7節 保有個人データに関する開示等	142
1. 概要.....	142
2. 保有個人データ関連事項の公表・通知.....	142
3. 開示.....	144
コラム（不開示事由がある場合に開示してよいか）.....	147
4. 訂正・追加・削除.....	148
5. 利用停止・消去・第三者提供停止.....	149
6. 開示、受付および回答の手続きの公表等.....	151

7. 開示等請求に関する法的手続き	153
コラム（本人の請求権の明確化と、裁判等による開示請求）	155
第8節 苦情処理体制の整備	156

第5章 個人情報 の 利活用

第1節 はじめに	158
第2節 第三者提供	159
1. 個人データの第三者提供の制限	159
2. 第三者の意義	160
3. 第三者提供の方法	163
4. 外国にある第三者への提供の制限	174
コラム（弁護士会照会に対する銀行の対応）	177
第3節 金融機関において個人情報を利用する具体的な場面と注意点	179
1. 金融機関間のオンライン決済	179
2. 手形割引時の信用照会	181
3. 提携ローン	182
4. 保証	183
5. 非公開情報の授受	184
6. 債権譲渡の場合の債務者の個人データの提供	186
7. 弁護士や会計士に対する個人データの提供	187
8. 金融機関がM&Aのアドバイザー業務を行う場合	188
第4節 個人情報の共同利用	189
1. 共同利用とは	189
2. 共同利用の要件	190
3. 外国企業との共同利用	194
4. 共同利用における注意点	194
5. 業法上の共同利用の制限	196

第5節 匿名加工情報の利活用をめぐる法的規律	197
1. 匿名加工情報の法的規律の全体像	197
2. 匿名加工情報作成者の義務	198
3. 匿名加工情報受領者の義務	201

第6章 行政機関対応と個人情報の危機管理

第1節 はじめに	204
第2節 個人情報保護委員会	205
1. 個人情報保護委員会の設置の経緯	205
2. 個人情報保護委員会の任務および事務	206
3. 個人情報保護委員会の組織	207
第3節 金融庁	209
1. 個人情報保護法上の事務	209
2. 銀行法を始めとする業法上の事務	210
第4節 個人情報保護の分野で金融機関に求められる対応	213
1. 法令の体系および適用範囲等	213
2. 業法の体系における金融機関の対応	215
3. 態勢・体制の整備	217
4. 監督官庁との関わり方	229
第5節 金融検査結果事例集の検討	231
1. 顧客情報等管理方針の整備・周知	231
2. 顧客情報管理のための組織の整備等	232
3. 内部規程等適時の改訂	233
4. 顧客情報管理に係る態勢整備	234
5. 顧客情報漏えい時の対応の管理状況	236
6. 顧客情報管理状況等のモニタリング	237
7. 外部委託先に対するモニタリング	238
8. 外部委託先に対する取組み	239

9. 顧客情報に対するアクセスログ管理	240
10. 顧客情報へのアクセス制限	241
11. 経営管理態勢の組織体制の整備	242
第6節 認定個人情報保護団体	244
1. 認定個人情報保護団体	244
2. 金融機関と認定個人情報保護団体	245
第7節 危機管理	246
1. 危機管理の場面	246
2. 危機管理の基本	246
3. 危機管理の初動	248
4. 危機管理の内容	249
5. マスコミ対応	255
6. 個人情報漏えい等の行政法上の責任	257
7. 刑事告訴	263
8. レピュテーションリスク	265
第7章 番号利用法（マイナンバー法）	
第1節 番号利用法とは	268
1. 番号利用法の目的	268
2. 利用のイメージ	269
3. 通知カードと個人番号カード	270
4. 重要概念	270
5. 個人番号・特定個人情報の安全の確保	273
第2節 個人番号と金融実務	276
1. 顧客との関係	276
2. 取引先との関係	277
3. 従業員との関係	277
第3節 個人番号・特定個人情報の取得・収集に関する主な注意点	278

1. 提供の求めの禁止、収集・保管の禁止	278
2. 利用目的の特定・通知等・本人確認等	279
第4節 個人番号・特定個人情報の提供・活用に関する主な注意点	280
1. 特定個人情報の提供の禁止	280
2. 個人番号・特定個人情報の提供・活用の実務	281
第5節 個人番号の管理に関する主な注意点	282
1. 個人番号の厳格な管理	282
2. 安全管理措置	282
3. 削除措置	283
4. 共同利用・委託	284
5. 特定個人情報の漏えい	284
第6節 番号利用法改正	286

第8章 個人情報保護法 平成27年改正について

第1節 はじめに	288
第2節 改正に至った経緯	289
1. 個人情報保護法の成立経緯	289
2. 改正経緯	290
第3節 改正の具体的な内容	295
1. 個人情報の定義の明確化	295
2. 匿名加工情報制度	296
3. 個人情報の第三者提供に関する規律	296
4. 開示等請求権の明示	297
5. 個人情報保護委員会の新設	298
6. グローバル化	298
7. その他	298
8. 金融機関の改正対応	299
索引	301

第 1 章

金融機関における
個人情報保護の仕組み

第 1 節

はじめに

1. 本章の概要

本書は、複雑で重層的な金融機関における個人情報の保護について、具体例を豊富に用い、実務においてどうすべきかの指針を明らかにすることを目的としています。

本書の第 2 章以下で、個人情報の取得・管理・利用の各場面に応じて、金融機関が何をしたいのか、何をしなければならないのかを説明していきますが、本章では、その前提として、このような金融機関における個人情報の保護に関する規制の概要を説明します。

まず、各規制の説明に入る前に、個人情報に関する問題を検討する上で前提となるプライバシー権の内容について確認します(本章第 2 節参照)。次に、銀行を念頭に置きながら、個人情報に関して金融機関がしたがうべき法源、すなわち、守秘義務、個人情報保護に関連して適用される法令、ガイドライン、業法(銀行法)について概観し(本章第 3 節参照)、さらに、個人情報保護法の全体像を概観します(本章第 4 節参照)。

2. 金融機関と個人情報

「マイナンバー制度が始まり、現場はその対応に追われているが、どうしてこんなに大変な対応が必要なのか？」

「個人情報を守らなければならないとよく聞かすが、我々金融機関は守秘義務を負っている。守秘義務を守っていればそれでいいのではないのか？」

「個人情報保護法が改正されたと聞かすが、改正法が施行されると金融機関実務にどのような影響があるのだろうか？」

このような声がよく聞かれます。個人情報や個人番号（マイナンバー）をめぐる問題は、社会的に注目されており、金融機関の現場でも対応が求められています。特に金融機関においては、その役割の重要性、業務の公共性等に鑑み、個人情報の保護を重視する必要があります。

3. 金融機関と情報管理

個人情報は、情報の一種です。情報は、金銭や不動産のように「モノ」ではなく、複製可能であり、誰もが同時に保有し利用できる点で、他の財物とは大きく異なります。例えば、サーバー上に保管した情報を、複数の役職員が同時に参照して業務を行うなど、非常に有益で利便性の高い活用が可能です。そして、そのような情報の中には、顧客名簿やノウハウ等、財産的価値の高いものが多く存在します。一度情報漏えい事故が生じると、漏えいした情報が広く拡散し、拡散した情報をすべて回収することは極めて困難ですし、また営業秘密が一度漏えいすれば、競争における優位性を一気に失うことにもなりかねないため、情報の適切な管理が不可欠となります。

金融機関に関連する情報には、様々なものがありますが、特に、個人情報については、単なる情報一般とは異なる特段の配慮が必要です。それは、個人情報の場合には、単に当該情報を保護することで金融機関自身の利益を守るという観点だけを考えるのではなく、当該情報の主体たる本人の権利利益（プライバシー権等）の保護が重要な問題となるからです。つまり、金融機関が取り扱う個人情報は、金融機関のものであると同時に、

本人のものでもあるのです。例えば、平成26年に発生した、通信教育事業における情報漏えい事件は重大な社会問題になりましたし、金融機関でも平成21年に証券会社と保険会社で相次いで生じた個人情報売却事件が大きな社会問題となったことはいまだに記憶に新しいところです。また、平成27年には、銀行員がSNS上で来行した有名人の情報を投稿したことで「炎上」した事例等、新しい類型の個人情報流出事件も発生しています。

これらの事件は、いずれも、企業活動の過程で入手した情報をいかに適切に管理するかという情報管理の問題に関するものです。

情報管理に関して、金融機関では、法の成立（平成15年5月23日）および全面施行（平成17年4月1日）より前から、伝統的に、顧客に対し高度の守秘義務を負うものと考えられており、顧客の個人に関する情報の管理についても、守秘義務の観点から議論がなされてきました。法の施行後は、法、施行令、金融庁GL、実務指針等が制定され、個人情報の取扱いに関する規定が整備されました。いわば、個人情報保護法の体系が出来あがったといえます。そして、この個人情報保護法の体系は、銀行法等の業法の体系の中にも組み込まれています。その結果、金融機関の個人情報の保護については、様々な規制が重層的に適用されています。

編著者・執筆者一覧

編著者 加藤 伸樹（弁護士、和田倉門法律事務所）
松尾 剛行（弁護士、情報セキュリティスペシャリスト、
桃尾・松尾・難波法律事務所）

執筆（五十音順）

大島 義則（弁護士、長谷川法律事務所）
重松 英（弁護士、桃尾・松尾・難波法律事務所）
高梨 俊介（弁護士、株式会社三井住友銀行）
竹村 朋子（弁護士、桃尾・松尾・難波法律事務所）
森田 聡（弁護士、渋谷パブリック法律事務所）

編者・執筆者略歴（五十音順）

◆編者

加藤 伸樹（かとう のぶき）（第3章・第4章執筆）

平成15年 京都大学法学部卒業
平成18年 学習院大学専門職大学院法務研究科修了
平成28年 和田倉門法律事務所（今に至る）

〈主な著書〉

『経済刑事裁判例に学ぶ 不正予防・対応策』（共著・経済法令研究会）
『最新商事法判例の分析と展開』（共著・経済法令研究会）
『金融・商事判例別冊 企業不祥事 判例にみる役員の責任』（共著・経済法令研究会）
『持続可能な社会を支える弁護士と信託』（共著・弘文堂）

松尾 剛行（まつお たかゆき）（第1章・第6章・第7章・第8章執筆）

平成18年 東京大学法学部卒業
平成19年 桃尾・松尾・難波法律事務所（今に至る）
平成21年 金融機関出向
平成25年 ハーバードロースクール卒業（LL.M.）

平成27年 北京大学法学院卒業（中国法修士）・北京大学法学院博士課程入学（今に至る）

〈主な著書〉

『最新判例によるインターネット上の名誉毀損の理論と実務』（単著・勁草書房）

『金融・商事判例別冊 最新 金融・商事法判例の分析と展開』（共著・経済法令研究会）

『金融・商事判例別冊 企業不祥事 判例にみる役員の責任』（共著・経済法令研究会）

『Q & A企業の情報管理の実務』（共著・新日本法規出版）ほか

◆執筆者

大島 義則（おおしま よしのり）（第2章・第5章5節執筆）

平成18年 慶應義塾大学法学部卒業

平成20年 慶應義塾大学大学院法務研究科法務専攻修了

平成24年 消費者庁総務課課長補佐（情報公開・個人情報保護・公益通報担当）

平成26年 長谷川法律事務所（今に至る）

〈主な著書〉

『ソーシャルメディア時代の個人情報保護Q & A』（共著・日本評論社）、

『Q & A改正個人情報保護法』（共著・新日本法規）ほか

重松 英（しげまつ すぐる）（第5章1～4節執筆）

平成20年 東京大学法学部卒業

平成22年 東京大学大学院法曹養成専攻修了

平成24年 桃尾・松尾・難波法律事務所（今に至る）

平成25年 公認不正検査士（CFE）資格試験合格

〈主な著書〉

『コーポレートガバナンスからみる会社法 [第2版]』（共著・商事法務）

『Litigation & Dispute Resolution（4th Edition）』（共著・Global Legal Insights）

『Interlaw Book on Renewable Energies』（共著・Bruylant）ほか

高梨 俊介（たかなし しゅんすけ）（第1章執筆）

平成16年 学習院大学法学部卒業

平成18年 学習院大学専門職大学院法務研究科修了

平成21年 株式会社三井住友銀行（今に至る）

〈主な著書〉

『新訂貸出管理回収手続双書 回収』（共著・きんざい）

『新営業店の金融法務』（共著・経済法令研究会）

『持続可能な社会を支える弁護士と信託』（共著・弘文堂）

竹村 朋子（たけむら ともこ）（第5章1～4節執筆）

平成13年 慶應義塾大学法学部卒業

平成19年 桃尾・松尾・難波法律事務所（今に至る）

平成22年～23年 金融機関出向

平成24年 コロンビア大学ロースクール卒業（LL.M.）

平成24年～25年 イタリア共和国トリノ、Studio Legale Jacobacci & Associati

平成25年～26年 アメリカ合衆国インディアナポリス、Barnes & Thornburg LLP

〈主な著書〉

『別冊金融・商事判例 企業不祥事判例にみる役員の責任』（共著・経済法令研究会）

『Q & A企業の情報管理の実務』（共著・新日本法規出版）ほか

森田 聡（もりた さとし）（第6章執筆）

平成6年 東京大学法学部卒業

平成18年 学習院大学専門職大学院法務研究科修了

平成23年 財務省中国財務局 金融証券検査官

平成25年 弁護士法人渋谷パブリック法律事務所（今に至る）

〈主な著書〉

『金融法務用語辞典』（共著・経済法令研究会）

『経済刑事裁判例に学ぶ不正予防対応策—法的・会計的視点から—』（共著・経済法令研究会）

本書の内容に関する訂正等の情報

本書は内容につき精査のうえ発行しておりますが、発行後に訂正（誤記の修正）等の必要が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.khk.co.jp/>) に掲載いたします。

金融機関における 個人情報保護の実務

2016年7月20日 初版第1刷発行

編著者 加藤伸樹・松尾剛行

発行者 金子 幸 司

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表03(3267)4811 制作 03(3267)4823

〈検印省略〉

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／(株)ヴァイス 制作／中村桃香 印刷／日本ハイコム(株)

© Nobuki Kato, Takayuki Matsuo 2016 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2380-6

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。